



242号

2020年

4月3日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

目次： 1：新型コロナウイルスへの大学の対応と組合からの要求について 2~3：要求書と回答
4：新型コロナウイルス関連の全大教の動き

新型コロナウイルスへの大学の対応と組合からの要求について

新型コロナウイルスの影響で、本学の講義開始が繰り下げられるなど、日々の仕事でコロナウイルスの影響をひしひしと感じることが多くなってきています。今回のコロナウイルスへの対応のために、各種の会議が簡素化されるなど、大学としての一定の対応は見られますが、一方で、今後どうなるか分からないという状況下で、不安を覚えながら仕事をされている教職員の方も多いことでしょう。岡山大学職員組合は新型コロナウイルスに対する対応において岡山大学の教職員が不利益を被ることのないよう適宜大学に対して要求していきます。すでに2020年3月25日に「子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症）の新設に関する要求書」と「新型コロナウイルス感染症対策に伴う不利益の回避努力に関する要求書」を提出しその回答も得ています。これらについては次ページ以降に掲載していますのでご覧ください。



今回の新型コロナウイルスへの対応などを通して、組合としてはさらに次の点を望みたいと考えています。

- ・会議の簡素化、メール審議などの見直しを今後とも強力に進めること
- ・書類の電子化を進めるとともに、可能な業務に関してはテレワークの導入を行うこと
- ・各種申請や書類の締切などは、柔軟に対応すること
- ・3年生の2学期にも専門科目の開講を認めるなど柔軟に対応すること
- ・部局長は責任をもって教職員へ明確な指示をすること
- ・前例がない事態であるため、柔軟な対応を常に心がけること



特に、事務の簡素化についてはこれまでも組合で強く求めているところですが、このような事案が生じた際にも、電子化によるメリットは大きいものと思われます。年度替わりなのでTAの採用に当たって押印が必要な書類（誓約書）などが増えていますが、そろそろ、誓約書に押印やサインをさせることで大学の責任を回避しようという思想は捨てるべきではないでしょうか。また、今回、各種の会議や集会の見直しが進んでいますが、今の状況で業務が行えるのであれば、今後も、事務の効率化と併せて、会議の見直しなどは進めるべきです。

通常では新たな試みは、議論を重ね、試行しますが、少しでも慎重意見が出ると実施が難しくなります。今回は新型コロナウイルスの感染拡大という危機的な状況ではありますが、この危機を乗り越えるために従来は実施が難しかったことを大胆に試すことが必要になります。その結果として、新たな試みの有効性の検証ができます。これらの試みを一過性的に終わらせるのではなく、教職員が働きやすく、また教育研究に役立つ優れた試みを実施して、慣習的に続けてきた無駄を廃止し、今後の大学の運営を効率化していくきっかけにすることも大切だと思います。

職員組合では、コロナウイルスの対応にかかる様々な問題点について注視していきたいと思っております。身近にお困りのことがあれば、組合までご意見をお寄せください。

職員組合メールアドレス：ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

3/25「子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症）の新設に関する要求書」の回答が届きました。

政府からの要請により小中高校・特別支援学校が休校となったことに対し、岡山大学は2020年3月4日に子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症）を新設しました。このこと自体は迅速な対応で素晴らしいと思いますが、対象者が小学校3年生までのこどもを持つ職員に限られていました。これは、現在、一般の疾病の際に利用することのできる「子の看護養育休暇」の対象者が小学校3年生までのこどもを持つ職員となっていることに準じたものと思われる。



そもそも子の看護養育休暇の対象者が小学校3年生までのこどもを持つ職員であることに対して岡山大学職員組合はこれまでも対象の子の年齢を引き上げるよう要求しているところです。今回はとくに高校までが休校の対象となっていることから、組合ではできれば高校生までを対象とするように、また特別支援学校の場合はこどもの年齢制限はしないようにとの要求を3月13日に出しました。

回答としては4月以降休校措置が続く場合には小学6年生までと年齢を問わず特別支援学校に通う子をもつ職員を対象とするとなつています。岡山市では今のところ（2020年3月31日現在）4月の始業式から学校再開という報道がなされていますが、もし休校措置が再び取られるようなことがあればこれまでより対象者が広がった子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症）が取れるようになります。

以下、要求書とそれに対する大学からの回答を掲載します。



組合からの要求

日頃から岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症対策として子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症）を新設するとの通知が2020年3月4日にありました。迅速な対応に敬意を表します。しかし、この休暇は、小学校3年生までの子を養育する職員が対象となっており、それ以上の年齢のこどもを養育する職員は対象になっていません。こどもや家族を巡る状況は人それぞれであり、一律こどもの年齢で制限をかけるのが適当であるとは思われません。実際、人事院の「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについて」（2020年3月1日）にはこどもの年齢については制限がなく高等学校までが対象となっています。

岡山大学職員組合としてはこの件について以下の要求をいたします。回答は3月31日までにお願ひします。

<要求項目>

1. 新設された「子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症）」の適用条件からこどもの年齢制限を外すこと。それが難しい場合でも少なくとも満12才に達する日以降最初の3月31日までの子を養育する職員に対象を広げること。
2. 特別支援学校に通う子の場合、こどもの年齢に関する条件はつけず、特別支援学校に通う子を養育する職員すべてをこの休暇の対象とすること。



大学からの回答

<要求項目1.2.についての回答>

令和2年度の新学期において、休校措置が引き続く場合にあっては、満12歳に達する日以降最初の3月31日までの子及び特別支援学校（全ての部）に通う子を養育する職員について、当該休暇の対象として拡充する方向で検討します。

3/25「新型コロナウイルス感染症対策に伴う不利益の回避努力に関する要求書」の回答が届きました。



まだ正式決定されていないけれども2020年度1学期の開始時期の延期が検討されている段階の3月13日、岡山大学職員組合は非常勤講師のみなさまが不利益を被ることのないよう「新型コロナウイルス感染症対策に伴う不利益の回避努力に関する要求書」を出しました。

岡山大学は正式に3月18日に授業開始を4月20日に延期することを発表し、1,2学期については従来の8週ではなく7週で実施することを決定しました。それにより非常勤講師の方の担当授業時間数が1,2学期については減ることになるのですが、3月19日付けの通知で、授業時間数が減った場合でも予定されていた授業時間数分の手当を支給することが明らかになりました。非常勤講師の方々の給与が確保されたということは喜ばしいことです。ただ、組合が要求していた賃金の前倒し支給は認められませんでした。

3月13日に出した要求書と3月25日のそれに対する大学からの回答を以下に掲載します。



組合からの要求

日頃から岡山大学の運営にご尽力され、また昨今の新型コロナウイルス感染症対策に迅速にご対応されていることに敬意を表します。

さて、岡山大学では2020年度の授業が4月8日から開始される予定ですが、他大学では既に授業開始の延期を決めたところもあり、当大学でも今後の推移が心配されます。もし、授業開始が延期になった場合、非常勤講師には延期月分の賃金が出ず、生活の困窮につながる事が予想されます。そのような不利益を回避するために、岡山大学職員組合は、以下の要求をいたします。

<要求項目>

1. 今後、授業開始の延期を検討する場合は、非常勤講師が収入減などの不利益を被らないように努力し、本来4月に支払われるはずだった賃金を前倒しして支払うこと。



大学からの回答

<要求項目1. についての回答>

令和2年3月19日付け教学担当理事・総括副学長通知により、各部長宛お知らせしているところですが、第1学期及び2学期の授業については、当初予定していた担当授業時間数と実際に実施した授業時間数の差額分の非常勤講師手当（旅費・交通費相当手当を除く。）を支給することといたしました。

なお、繰り下げとなっても、予定時間数実施される場合にあつては、賃金の前倒し支給は考えておりません。

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：中東靖恵 文学部准教授 内線 7426

新型コロナウイルス関連の全大教の動き



新型コロナウイルス感染症対策については、各大学の組合もさまざまな動きをしています。全大教も文科省に対して、大学の教職員・学生をまもるための要望書を2020年2月28日と3月18日に提出しています。

要望書の内容の詳細は下記のQRコードから要望書を見ていただきたいのですが、おおむね以下のようなことを要望しています。

1. 教職員の就業について
体調が悪いときに休めるようにすることや、授業開始の延期があった場合に非常勤講師を含めた教職員が不利益を被らないような措置を講じること等。
2. 学生の修学・学習機会の保障，教育・研究活動の停滞の防止について
学生の安全な修学のための措置を講じること，経済的な理由から修学の継続が困難になる学生に対して経済的支援を行うこと，就職内定取り消しの防止策を講じること，留学生の修学に支障をきたすことのないようにすること等。
3. 上記の感染対策及びそれに関係する措置によって，教職員，学生及び法人が負う経済的負担については，政府が責任をもって補償すること。



これに対して直接文科省から回答はありませんが、国や文科省の対応に反映されていると思われます。みなさまのご要望を全大教を通じて国や文科省に伝えることができますので、ご要望があれば是非組合までお知らせください。

2月28日に提出された「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」は、右のQRコードからご覧になれます。



3月18日に提出された「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書(その2)」は、右のQRコードからご覧になれます。



あなたも組合の仲間になりませんか？

非常勤職員・非常勤講師の方も歓迎です！

主な活動：団体交渉，学長との懇談会 研究科長・各部長・病院長と交渉
講演会，学習会の開催 レクリエーション活動，コーラスなど

教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！ 一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。お申し込みは、各単組役員、もしくは組合事務所まで。メールからも、お申し込みできます。
職員組合 ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

岡山大学職員組合加入申込書 (単組役員もしくは組合事務所宛に提出してください)
岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名： _____ 所属： _____

連絡先(内線・Eメールなど) _____ 職種： _____ 性別： 男・女